平成２４年（フ）第１９３３号
福岡市中央区高砂２丁目２番１―802号
債務者　小山　　泰
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島あい子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７号
広島市安佐北区口田南１丁目19―19―301、住民票上の住所広島市安佐北区口田１丁目13番２号
債務者　中山　勝紀
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９９号
広島市安佐北区口田南１丁目19―19―301、住民票上の住所広島市安佐北区口田１丁目13番２号
債務者　中山　　修
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７００号
広島市安佐北区口田南１丁目19―19―301、住民票上の住所広島市安佐北区口田１丁目13番２号
債務者　中山　民子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２号
和歌山市鳴神1089番地の４
債務者　前田杏奈こと　全　　淑喜
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５４号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1071番地の１　レジデンスⅡ101号
債務者　濱口　順二
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４１号
山形市小白川町５丁目18番９号、前住所仙台市泉区館４丁目41番地の３
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５０号
山形市大字風間21番地
債務者　佐藤　潤司
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３号
山形市松見町７番５号　レピュート松見201号
債務者　清野　光司
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
山形市桧町２丁目１番１―102号
債務者　新野　健次
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
静岡県菊川市堀之内1066番地の１　ウインドワードＡ―102
債務者　永江　真悟
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
静岡県菊川市堀之内1066番地の１　ウインドワードＡ―102
債務者　永江　由美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
北海道中川郡中川町字中川430番地42
債務者　植村　健太
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第７号
北海道苫前郡羽幌町南大通３丁目１番地
債務者　逢坂　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第５１８号
埼玉県草加市旭町５丁目８番16号
債務者　鈴木　貴大
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区８棟401号
債務者　赤沼　桂子（旧姓舘野）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
埼玉県秩父市寺尾1310番地ラークハイツ205
債務者　石川　健二
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
埼玉県秩父市相生町９番26号　１号
債務者　高橋　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係